

平成 24 年 6 月 1 日

復興事業局宅地保全調整課

被災宅地復旧について

被災宅地の復旧は、現地再建を基本に進めていくこととしているが、昨年度実施した被災規模の大きい 17 地区の概略調査、対策工の検討結果に基づき、宅地保全審議会技術専門委員会から、折立五丁目地区、緑ヶ丘四丁目地区、泉区陣ヶ原地区の 3 地区は、宅地としての適切性を保証できない等の付帯意見（※ 1）を受けたところである。

このことから、この 3 地区の復旧方針を決定するにあたっては、改めて方針案について審議会の意見を聞いたうえで決定していく。

このたび、折立五丁目地区、および緑ヶ丘四丁目地区について、詳細な測量や地質調査の結果を踏まえた復旧方針案がまとまったことから、この 2 地区の方針案について審議会に提示することを当本部会議で決定するもの。

※ 1：宅地保全審議会（技術専門委員会）からの答申要旨

① 緑ヶ丘四丁目地区

当地区の被災宅地の復旧については、現地再建のため復旧工法を施しても宅地としての適切性を保証することにはならないとし集団移転等についても考慮すべきである。

② 折立五丁目地区

大規模な変状と比較的浅い地表部の変状があり、宅地の安定化には多額の費用と長い時間が必要であり、より安全な宅地を別の場所に求めることも視野に入れるべきである。

③ 陣ヶ原地区

本地区においては、液状化現象等により大きな変状が生じた。対策工法に要する経費は大きなものとなることや、集水地形であることより、将来的な安定性の確保は困難であると考えられ、より適切な対処方法は、集団移転等の方法であると考えられる。